

## 実践報告

# 児童福祉領域におけるソーシャルワーク実習教育・指導のあり方の検討 —児童養護施設をとりまく現状と社会福祉士養成カリキュラム改正をふまえて—

横山 順一

YOKOYAMA Junichi

## I はじめに

山口県立大学社会福祉学部(以下 本学)では、1994年より社会福祉士養成課程を設置し、社会福祉士の養成教育を行っている。例年、一学年のほぼ全ての学生が社会福祉士受験資格の取得を目指しており、2年次、3年次にそれぞれ約20名の学生が、筆者が指導を担当している児童福祉領域の施設で実習に臨んでいる。その児童福祉領域の実習施設として中心的な役割を果たしているのは児童養護施設である。

児童養護施設は、近年、大きな変革の時期を迎えている。国が社会的養護における家庭養育優先の施策を推進する中、グループホーム・ユニットケアといった、施設小規模化への移行が進むとともに、退所児の自立支援や里親支援の機能を持つなどの多機能化、高機能化が求められている。

こうした変革によって、児童養護施設において行われる実習のあり方にも変化が求められている。実際、同施設における実習教育の実施においては、近年、新たな課題が散見されるようになり、実習教育や実習指導のあり方についての検討が必要であると思われる。

そうした中、社会福祉士及び介護福祉士法の改正により、社会福祉士養成課程における教育内容の見直しが行われ、2021年度より社会福祉士養成カリキュラムが変更された。この教育内容の見直しは、地域共生社会の実現を推進し、新たな福祉ニーズに対応できる実践能力を有するソーシャルワークの専門職としての社会福祉士を養成することを目的としている。この見直しでは、養成教育の中心である実習科目が「相談援助実習」から

「ソーシャルワーク実習」と改められ、実習時間が60時間増加した。

こうした児童養護施設における変革と社会福祉士養成カリキュラムの変更とが重なりあう今、あらためて、今後の児童福祉領域におけるソーシャルワーク実習・指導のあり方についての検討の必要性を感じるものである。

本稿では、まず、2021年度からの社会福祉士養成カリキュラムの改正にともなう実習に関わる内容の変更と、それにともなう本学のソーシャルワーク実習教育の変更点を確認する。その上で、児童福祉領域の実習施設として中心的な役割を果たす児童養護施設を取り巻く現状をふまえて、実習教育の現状を整理し、今後の実習教育・指導の課題を考えたい。

## II 社会福祉士養成課程の新カリキュラムの主旨と内容

### (1) 2021年度からの社会福祉士養成カリキュラム改正の主旨

2018年3月にとりまとめられた社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会の報告書「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」において、今後、地域共生社会の実現を推進し、新たな福祉ニーズに対応するためには、ソーシャルワークの専門職としての役割を担っていけるような実践能力を有する社会福祉士を養成する必要があることから、現行の教育内容を見直すことが必要とされた。

同報告書では、社会福祉士の実践能力を高めていくためには、カリキュラムの見直しの中で、実

実践能力を養うための機会である実習や演習を充実させることが提言されており、見直しの方向性として示された3つの柱のうちの一つに「実習及び演習の充実」が位置づけられている。具体的には、新カリキュラムにおいて、「ソーシャルワーク機能の実践能力を有する社会福祉士を養成するため、施設や事業所等の現場において実践能力を養う実習科目において、地域における多様な福祉ニーズや多職種・多機関協働、社会資源の開発等の実態を学ぶことが出来るよう実習時間数を拡充し、2以上の実習施設で実習を行うこととする」とされ、これまでの「相談援助実習180時間」から「ソーシャルワーク実習240時間」へと、実習時間が60時間増加された。

## (2) ソーシャルワーク実習のねらいと教育に含むべき事項

新カリキュラムにおけるソーシャルワーク実習のねらいは、厚生労働省通知において、次のとおりに規定されている(表1)。

表1 ソーシャルワーク実習のねらい

- ①ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づく支援を行うための実践能力を養う
- ②支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題(ニーズ)について把握する。
- ③生活上の課題(ニーズ)に対応するため、支援を必要とする内的資源やフォーマル・インフォーマルな社会資源を活用した支援計画の作成、実施及びその評価を行う。
- ④施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。
- ⑤総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。

ソーシャルワーク実習のねらい①～⑤を概観すると、「⑤総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携のあり方及びその具体的内容」についての実践的理解が、これまでの本学の児童福祉領域における実習教育では、必ずしも十分であったとは言えず、今回のカ

リキュラム改正の中では、特に教育内容の見直しを要する点であると思われる。これは、これまで、児童養護施設等の児童福祉施設における実習においては、実習の内容が施設内での入所児童とのかかわりを中心に展開されており、施設外の多様な職種や機関、地域住民との連携といった側面の学習が不足していたことに起因するものである。

次に、新カリキュラムにおける、ソーシャルワーク実習教育に含むべき事項として掲げられている内容について概観する(表2)。

表2 ソーシャルワーク実習教育に含むべき事項

- 実習生は次に掲げる事項について実習指導者による指導を受けるものとする。
- ①利用者やその関係者(家族・親族・友人等)、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成
  - ②利用者やその関係者(家族・親族、友人等)との援助関係の形成
  - ③利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題(ニーズ)の把握、支援計画の作成と実施及び評価
  - ④多職種連携及びチームアプローチの実践的理解
  - ⑤当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ
  - ⑥地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解
  - ⑦施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際(チームマネジメントや人材管理の理解を含む)
  - ⑧社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解
  - ⑨ソーシャルワーク実践に求められる以下の技術の実践的理解
    - ・アウトリーチ
    - ・ネットワーキング
    - ・コーディネーション
    - ・ネゴシエーション
    - ・ファシリテーション
    - ・プレゼンテーション
    - ・ソーシャルアクション

新カリキュラムにおいては、表2 ①～⑨の各項目の内容が実習に含むべき事項として、実習施設で実習指導者からの指導を受けることが定められている、この中では、特に「⑨ソーシャルワーク実践に求められる技術」についての実践的理解は、これまでの本学の児童福祉領域における実習においては、十分な教育がなされていなかったように思われる。これも前述のとおり、これまでに入所児童とのかかわりを中心に展開され、児童理解、施設理解に重きが置かれる実習が行われてきたことによるものである。

### Ⅲ 本学におけるソーシャルワーク実習教育の概要

#### (1) 本学のソーシャルワーク実習の展開と枠組み

本学の2020年度入学生までのカリキュラム(以下 旧カリキュラム)における実習教育では、2・3年次に「ソーシャルワーク実習Ⅰ」「ソーシャルワーク実習Ⅱ」「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を開講している(表3)。国が定める相談援助実習180時間については、ソーシャルワーク実習Ⅰでは2年次後期に計8日間(64時間)、ソーシャルワーク実習Ⅱでは3年次夏季休業中(8～9月)に15日間(120時間)の実習を行っていた。実習先は、厚生労働省が定める規定に適合し、本学と実習指導の委託契約を締結した社会福祉施設・機関において行われてきた。なお、実習科目の履修は積み上げ式であり、ソーシャルワーク実習Ⅱを履修する者は、ソーシャルワーク実習Ⅰを履修していなければならない。

実習の事前・事後指導は、ソーシャルワーク実習Ⅰの事前指導として、2年次後期に「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」が、事後指導として3年次前期に「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」が開講され、ソーシャルワーク実習Ⅱの事前指導として3年次前期に「ソーシャルワーク実習指導Ⅲ」が、事後指導として3年次後期に「ソーシャルワーク演習Ⅲ」が開講されてきた。

#### (2) 本学におけるソーシャルワーク実習指導の枠組みの変更

カリキュラムの改定にともなう、本学の2021年度以降の実習は以下のとおりとなる(表3)。開講科目は、「ソーシャルワーク実習Ⅰ」「ソーシャルワーク実習Ⅱ」とし、それぞれの開講時期は、これまでと同様としている。また、実習時間については、カリキュラムの変更にもない、本学では、ソーシャルワーク実習Ⅱにおいて実習期間を8日間増加させ、23日間(184時間)実施することで、計248時間の実習時間を確保することとしている。

表3 本学における実習時間数

	2020年度入学生 まで(計180時間)	2021年度入学生 以降(計240時間)
ソーシャルワーク実習Ⅰ	64時間(8日間)	64時間(8日間)
ソーシャルワーク実習Ⅱ	120時間(15日間)	184時間(23日間)
合計	184時間(23日間)	248時間(31日間)

#### (3) 本学における児童家庭福祉領域の実習指導の現状

旧のカリキュラムにおいては、本学では、以下のような手順で実習配属施設の決定を行っている。まず、2年次に行われるソーシャルワーク実習Ⅰにおいては、学生の居住地等を勘案した上で、各学生が実習を行う施設を大学が指定する。また、3年次に行われるソーシャルワーク実習Ⅱにおいては、同実習の履修を希望する学生が2年次後期に自らが実習を行いたい領域を希望し、その後配属可能な人数等を調整した上で配属される領域、施設・機関が決定される。

2021年度以降の新カリキュラムでは、ソーシャルワーク実習は2つの異なる施設・事業所において行うこととされている。そのため、いずれの養成校も本学のように実習を2回に分けて実施することが求められる。また、異なる施設・事業所での実習を行えば、それらの領域・分野における制限は定められていないことから、例えば、本学の

ソーシャルワーク実習Ⅰ、Ⅱにおいて、同一領域で実習を行うことは妨げられていない。

新カリキュラム下での、本学の実習配属施設決定までの過程をこれまでどおりの方法で継続させるのか、また、ソーシャルワーク実習Ⅰ、Ⅱにおいて、異なる領域の実習施設・機関での実習を行うこととするのかについては、今後議論を要するところである。

本学では、ソーシャルワーク実習において児童福祉領域で実習を行うことを希望する学生は、領域全体の中では比較的多く、例年、調整前は配属可能人数を超過する傾向にある。なお、本学の児童福祉領域での実習は、本学のある県内の児童養護施設を中心として、その他、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童家庭支援センターにおいても行われている。

#### Ⅳ 今日の児童福祉をとりまく現状

近年、わが国の社会的養護は大きな変革の時期を迎えている。2016年に改正された児童福祉法では、子どもが権利の主体であることが明確化されるとともに、家庭同様の環境での養育を推進する原則が示された。これにより、施設養護中心に進められてきたこれまでの社会的養護のあり方は、より家庭的な環境において養育する家庭養護を推進させる方向に大きく転換された。また、2017年8月にとりまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」では、里親委託の割合を大幅に増加させ、これからのわが国の社会的養護において、家庭養護がその主な役割を担うことが掲げられている。

こうした国の方針にもとづき、児童養護施設では、多機能化・高機能化が求められていることは前述したとおりであるが、具体的に求められている内容としては、養子縁組支援やフォスタリング機関(里親養育包括支援機関)の受託をはじめとする里親支援機能の強化や自立支援の充実があげられる。1997年と2005年の改正児童福祉法により、それまでの「養護」の機能だけではなく、入所者の自立支援と退所後の相談・援助が児童養護施設の役割・機能として明記された。さらに、児童相

談所と連携し、一時保護委託の受け入れ態勢の整備等、在宅支援についても充実が求められている。

このように、里親支援や自立支援、また、家族再統合に向けた支援等、児童養護施設が果たすべき役割は、施設の入所児童を保護・養育することから大きく拡がりを見せている。そのため、2004年に家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)、2012年に里親支援専門相談員(里親支援ソーシャルワーカー)といった専門職が児童養護施設には配置されている。

#### Ⅴ 児童福祉領域におけるソーシャルワーク実習の本学における課題

##### (1) 多職種・多機関の理解について

はじめに、施設内外における多様な専門職を実習教育の中でどのように理解するのか、について考える。ここで注目したいのは、前述した、児童養護施設に設置されるソーシャルワーカーの「里親支援専門相談員」「家庭支援専門相談員」である。里親支援専門相談員は、児童養護施設の機能として求められている入所児童の里親養育への移行の役割を担う。ソーシャルワーク実習においては、里親支援専門相談員の業務をとおして、家庭的養護の推進についての理解、里親支援についての内容を加えることが求められるであろう。この際、具体的な方法として、里親支援専門相談員による、里親ソーシャルワークの実践についての講義等を実習教育に含めることが考えられる。加えて、里親支援については、2016年の児童福祉法改正時に里親養育包括支援機関(フォスタリング機関)が明確に位置づけられて以降、児童養護施設は同機関の有力な担い手として期待されており、実際に、本学がある県の同機関もある児童養護施設に運営が委託されていることから、今後の実習教育にフォスタリング機関が活用されることが期待されるものである。

また、家庭支援専門相談員については、児童養護施設における入所児童の家庭復帰や退所後の児童に対する相談援助についての具体的取組など、入所時、退所後の支援実践に関わる内容を実習教

育に積極的に取り入れることをとおして、家庭支援専門相談員が児童養護施設に設置される意義や、施設を拠点としたファミリーソーシャルワークの展開についての具体的な理解を行うことが出来るものと思われる。

次に、施設外の多職種・多機関の連携についての理解を考える。児童養護施設と関わりが最も深い機関としては、児童相談所があげられる。施設への入所措置や一時保護の受け入れ、里親委託に関わる連絡・調整が施設と児童相談所との間でどのように展開されているのかについて、今後、積極的に実習教育に取り入れる必要がある。この際、児童相談所の児童福祉司が直接実習教育に参画することは、実際には困難であると思われるが、施設と児童相談所との連携の実態にできるだけ触れることができるような環境を整える工夫も行いたい。

また、施設と学校との連携の必要性をふまえれば、スクールソーシャルワーカーとの連携・協働も実習教育に加えたい内容である。入所児童が安定しや通学を続けるためには、在籍校との連携が必要である。また、児童の入退所にかかわる対応の中では、学校の転出入の際の学校と施設との連携は欠かせない。こうした場面での連携・協働を学ぶことも、児童家庭ソーシャルワークの機能の一端を学ぶ上では有益である。

その他、地域に開かれた施設運営の視点からは、地域との連携も欠かせない。子ども食堂の機能を持つ施設の実践や、地域の活動に参加する入所児童が、実習内容に含まれることなどが期待される。

## (2) 実習教育におけるソーシャルワークの技術の学びに関わる課題

実習教育に含むべき事項として、表2の⑨にあげられたソーシャルワーク実践に求められる技術(アウトリーチ/ネットワークング/コーディネーション/ネゴシエーション/ファシリテーション/プレゼンテーション/ソーシャルアクション)を実践的に理解することについては、これまでの児童福祉領域における相談援助実習では、

力点が置かれていなかったところである。以下、順に考察を加える。

アウトリーチの技術は、潜在化したニーズを有する個人や家族を発見し、必要な支援に結びつける技術をさす。施設においては、例えば退所者や施設が支援対象としているクライアントへの訪問支援などがあげられる。こうした支援は入所型の児童福祉施設では実践例が非常に少なく、実習生がソーシャルワーク実習において十分なアウトリーチについての学びがどのように得られるのかについては、今後の課題である。

ネットワークングは、施設内外の専門職が連携・協働して入所児童の課題の解決に取り組めるよう、つながりを形成することである。また、専門職のみではなく、ボランティアや地域住民も含めた地域の社会資源も活用できるような結びつきを作ることも必要である。そのためには、あらかじめ地域の社会資源を理解しておくことも必要である。本学の実習課題の一つである「施設・機関ならびに地域の概況」を活用したこれまでの実習教育では、地域の社会資源の存在についての確認にとどまり、それらがどのような結びつきを持っているのかといった視点が不足しがちであった。

コーディネーションは、担当者間をつないだ後、その体制を活用して、クライアントを支援する際に有効となるように調整する技術であり、施設内のケアカンファレンスや担当者会議の調整や運営など、様々な検討会議などで用いることが想定される。実習中にこれらを体験するためには、積極的な会議への参加や小規模なミーティングも含めた、職員間の協議の場への参加の機会の確保が重要である。

ネゴシエーションは、必要な情報を集めて交渉の戦略を検討し、問題解決に必要な変化や合意形成に向けて、その戦略を実施する技術である。児童福祉領域のソーシャルワーク実習において、この技術の学習を含めることは比較的困難であると思われるが、施設職員から、同様の現場体験が伝えられる機会をつくるなど、間接的な学習による学びを得られる可能性はあるだろう。

ファシリテーションは、カンファレンスやミーティング等における進行役に求められる技術である。実習中にこうした技術を学ぶにあたっては、カンファレンスに何らかの形で関わりを持つ機会をつくるなどの工夫が必要であるが、そのような機会の確保やファシリテーター役を担う施設職員等からの適切な協力が得られるかなど、課題は多いと思われる。

ソーシャルワーク教育において学ぶプレゼンテーションの技術は、単なる説明に留まるものではなく、クライアントの主体的な行動を促進するものであり、関係職種や関係機関、クライアント、地域の関係者等との間の連携構築を実現するための手段でなければならない。実習教育の中で、こうした機会の確保が望まれるが、実習中にどのような形でそうした学習の機会をつくるのかについては、具体的な検討が必要である。

最後にソーシャルアクションについてであるが、児童福祉施設での実習において、ソーシャルアクションの意義を確認する機会は、入所児童等のニーズや課題に直面して、そうした課題に対して、当事者や関係者の意識を喚起し、法律や制度、サービスの改善や拡充、創設を目指して新たな取り組みの展開の必要性を感じるところにある。

### (3) 児童養護施設が抱える今日的な課題

#### ① 施設の小規模化がもたらすスーパービジョンのあり方

実習生は、実習中に実習指導者より、定期的または必要に応じて随時スーパービジョンを受けながら実習を進める。実習生と実習指導者との間には、良好なスーパービジョン関係が形成されていることが望ましい。そのためには、実習生が自由に意見や質問を行うことができる環境が作られていることが必要である。

現在、児童養護施設において進む施設の小規模化が、実習スーパービジョンにどのような影響を与えているのかについては、今後詳細に検討することが必要であろう。実習施設がグループホームで構成され、実習生が主に実習を行う施設が、そ

の中の一つのホームであると、実習指導者が主に勤務している場所によっては、実習生の実習中の様子を直接観察し、指導する機会が限られる可能性がある。また、現在、児童養護施設のグループホームは地域に分散化していることもあるが、実習の拠点となる施設が実習指導者から離れた所にあると、直接的な指導の機会をどのように担保するかが課題となってくる。

こうした施設の小規模化により、実習生は実習指導者以外の施設職員から、実習中に指導や助言を受ける機会がより増えることが想定される。グループホームでは、そこに勤務する職員と実習生との関係は限定的となるが、児童養護施設の職員の多くは児童指導員や保育士であることから、社会福祉士資格を保有していない職員が大半であるのが現状であり、中にはソーシャルワーク実習の目的や内容を熟知していない職員も存在する。様々な専門性にふれることは実習の学びの中では必要なことではあるが、同時に実習指導者からの適切なスーパービジョンの機会が適切に確保されていないと、実習生は混乱してしまうかもしれない。

一方、グループホームの施設形態を実習指導の面から積極的にとらえると、一般的には、グループホームに勤務する施設職員は、固定された3～4名程度でローテーションが組まれているため、実習生が主に実習を行うホームで固定された職員が、実習指導者との連携がうまくとることができれば、効果的な実習指導が展開されることが可能であると思われる。

どのような実習においても、実習指導者がすべての実習場面に立ち合うことは当然不可能なことではあるが、このように、児童養護施設で小規模化が進むことで、実習指導者がスーパービジョンの機会を確保し、実習生の実習の様子を把握できるシステムを職員間で構築すること、実習生が実習中に疑問が生じた場合に誰に質問をすれば良いのかを明確にしておくことなど、指導体制が実習指導者と実習生の間でしっかりと共有できていることが必要であると思われる。

## ② 施設内の実習においてソーシャルワークを学ぶためには

児童養護施設における実習では、実習生の体験が入所児の日常生活の支援を中心とするため、ソーシャルワークより、むしろケアワーク中心の体験となる傾向にある。実習生からは「実習中にソーシャルワークを体験することがあまりできなかった」「ソーシャルワーカーが施設内のどこにいるのか分からないことがあった」といった声もこれまで聴かれている。

児童福祉施設においては、ケアワークとソーシャルワークを明確に分けることは困難であり、実習生が実習時間の大半を入所児童とのかかわりに費やすことについては、児童の理解が直接的な関わりを積み重ねていくことを通して得られていくものであることをふまえれば、一定の妥当性がある。つまり、入所児童との関わりが、ソーシャルワークを意識していないもの、すなわち「関わるために関わる」のであってはいけなくて、入所児童とのかかわりは「子ども達を理解するための」手段でなくてはならない。つまり、何のために関わるのかといった目的をもった関わりが実習中に展開されていなければならない。

今後、実習教育においては、養成校の実習担当教員と実習指導者との間に、このような考え方についての共通理解を十分に図らなければならない。

## ③ 施設に付設される機関を活用した実習教育

実習施設の児童養護施設を運営する法人には、児童家庭支援センターが設置、運営がなされているところがある。児童家庭支援センターは、その多くが児童養護施設や乳児院などの他の児童福祉施設に付設され、本体施設との間に緊密な連携がとられているが、2008年の児童福祉法の改正により、単独設置も可能となった。

児童家庭支援センターは、児童福祉法に位置づけられる唯一の児童家庭相談を担う民間相談機関であり、児童相談所や市町村など、行政機関との積極的な連携が期待されている。例えば、児童相談所等に寄せられる児童虐待にかかわる相談・通

告のうち、それらのほとんどが、その後在宅での継続支援がなされるが、児童相談所は、法に基づいて児童家庭支援センターにその後の継続支援の委託を行うことができる。近年、児童虐待問題を中心に児童・家庭への相談支援のニーズが高まる中、行政機関のみの対応は限界を超えており、児童家庭支援センターと児童相談所、市町村とは、密接に連携・協働をとることが求められている。

こうした児童家庭支援センターの役割と機能についての学びを児童家庭領域におけるソーシャルワーク実習教育に加えることは、非常に有益である。

しかし、児童家庭支援センターは、ソーシャルワーク実習の実習施設として位置づけられているが、ほとんどの児童家庭支援センターは、少数の職員で運営されていることが多く、単独で実習を受け入れることは実質的には困難であると思われる。児童福祉における民間の相談支援機関の機能を学ぶためには、児童養護施設における実習の機会を活用して、同一法人内に設置されている児童家庭支援センターの機能を学ぶ機会を得ることが現状では最も効果的な方法であると思われる。

## おわりに

新カリキュラムのもとでの本学のソーシャルワーク実習Ⅱは、2023年度の夏季に初めて実施される。それまでの間に、今回のカリキュラム改定の主旨ならびにそれを反映させた実習内容について、実習受入施設の実習指導者と養成校の教員との間で共通理解を適切に行うことは喫緊の課題である。今回のカリキュラム改定を良い機会として、今後、養成校と実習施設とがより強固な連携をとることで、適切な実習教育が展開できるよう、さらなる努力しなければならない。

また、実習教育・指導は、事前指導から実習中のスーパービジョン、そして事後指導では、それぞれの場面において課題が異なる。多様な側面から細かく課題を抽出して、本学においてよりよい実習教育・指導が展開できるよう今後も継続して検討を行う必要があると思われる。

本稿での児童福祉領域のソーシャルワーク実習についての検討は、実習教育の中の一側面を捉えたに過ぎないものである。ソーシャルワーク実習前・後に行われる実習教育のあり方や、児童養護施設の実態に即した児童福祉領域におけるソーシャルワーク実習教育・指導のあり方については、本稿で課題としてあげられた内容も含め、実習指導者や実習生からの調査等をもとに、今後、より具体的な分析・検討を行っていきたい。

### 参考文献・引用文献

- 日本ソーシャルワーク教育学校連盟 編集(2021)  
「最新 社会福祉士養成講座「ソーシャルワーク  
実習指導・ソーシャルワーク実習(社会専門)」」  
中央法規.
- 日本ソーシャルワーク教育学校連盟(2020)「[社会福祉士養成課程の見直しを踏まえた教育内容及び教育体制等に関する調査研究事業]実施報告書」
- 日本ソーシャルワーク教育学校連盟(2020)「ソーシャルワーク実習指導・実習ガイドライン」
- 山口県立大学社会福祉学部(2021)「ソーシャルワーク実習ハンドブック2021」